

## 前橋市新最終処分場基本計画の策定について（中間報告）

ごみ政策課

## 1 策定の目的

本市では循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・資源化に向けた取組を進めています。しかし、こうした取組を進めてもなお、焼却した後の灰や、不燃物のうち資源化が困難な「不燃残渣」など最終的に埋立処分しなければならない廃棄物は必ず発生します。

最終処分場は、市民生活にとって重要で必要不可欠な施設ですが、既存最終処分場は、令和 14 年度に残余容量がゼロとなる予測です。そこで、計画的に新最終処分場の整備を進めるため、施設計画、維持管理、環境保全及び跡地利用等の基本的な全体像を示した前橋市新最終処分場基本計画を策定するものです。

## 2 経過

○平成 29 年度	8 月	最終処分場施設整備方針の策定
	12 月	建設候補地の公募（～平成 30 年 3 月 20 日）
○令和元年度	3 月	建設候補地の決定・基本構想の策定
○令和 2 年度	7 月	基本計画～

## 3 基本計画の概要（案）

## (1) 供用期間

令和 14 年度から 28 年度までの 15 年間

## (2) 埋立物

焼却残渣、不燃残渣、その他の直接埋立物等

## (3) 計画埋立容量

218,000 m<sup>3</sup>

## (4) 埋立面積

26,200 m<sup>2</sup>

## (5) 敷地面積

約 7 ha



図 1 建設予定地位置図

#### 4 最終処分場の形式（案）

オープン型処分場

最終処分場の形式については、従来型であるオープン型処分場と被覆型処分場に区分される。「本市は年間降水量が比較的少ない内陸性の気候にあること」「本市が計画する施設の規模が比較的大きいこと」「被覆型処分場は、建設、維持管理、廃止までの技術が確立されておらず、公共関与の最終処分場で実際に廃止された事例が無いこと」等から総合的に判断

#### 5 施設配置・搬入路（案）

搬入台数は、六供清掃工場からの10tダンプが1日4台、荻窪清掃工場から4tダンプが1日4台、富士見クリーンステーションから4tダンプ週に2台程度を想定

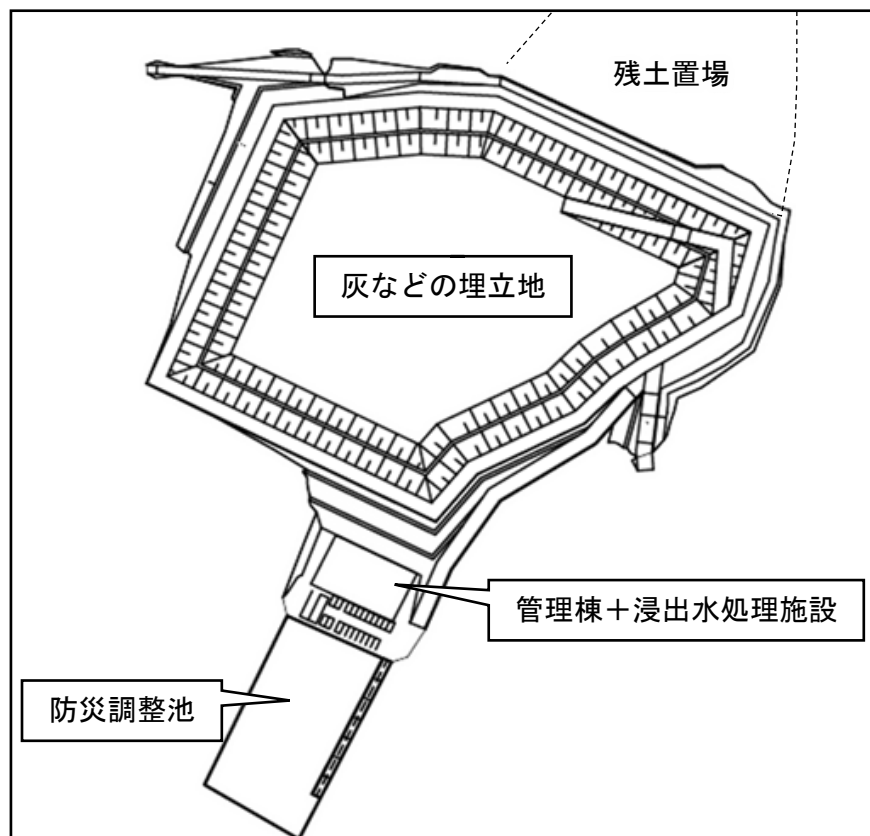


図2 施設配置（案）



図3 搬入路（案）

## 6 施設構成 (案)

- ①貯留構造物 ②地下水集排水施設 ③遮水工 ④雨水集排水施設 ⑤浸出水集排水施設 ⑥浸出水処理施設 ⑦埋立ガス処理施設  
 ⑧搬入管理施設 ⑨モニタリング施設 ⑩管理棟 ⑪管理道路 ⑫搬入道路 ⑬立札、門扉、囲障設備 ⑭飛散防止設備 ⑮防災調整池等

## 7 計画放流水質・水処理・放流ルート (案)

計画放流水質は、環境省の基準省令や廃棄物最終処分場性能指針、群馬県環境保全条例の最も厳しい基準値を適用する予定。水処理フローは、計画放流水質を達成すること、また、施設の維持管理上対応すべきカルシウムイオンを処理することが可能な組み合わせを選定。処理水は、専用の放流管を整備し、公共用水域（五代川）への放流を予定

No	項目	基準値			計画 放流水質
		基準 省令	廃棄物 最終処分場 性能指針	群馬県 環境保全 条例	
1	水素イオン濃度	5.8～8.6	—	5.8～8.6	5.8～8.6
2	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60	20	25	20
3	浮遊物質 (SS) (mg/L)	60	10	50	10

※ この他の項目は環境省基準省令の基準値による

表1 計画放流水質 (案)

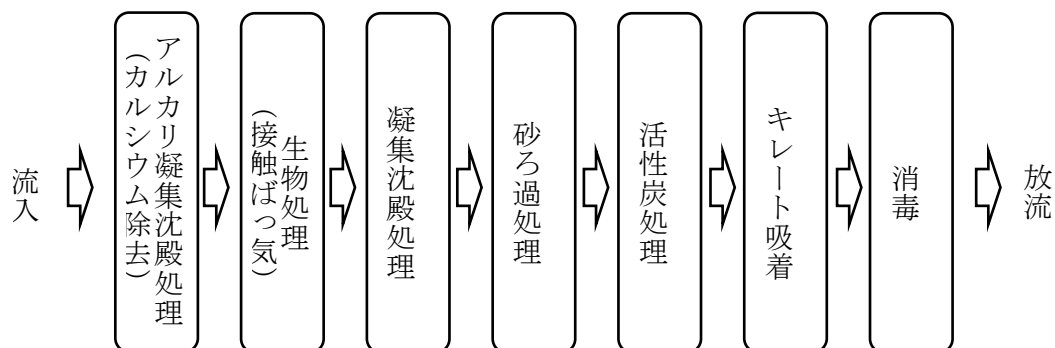


図4 水処理フロー (案)

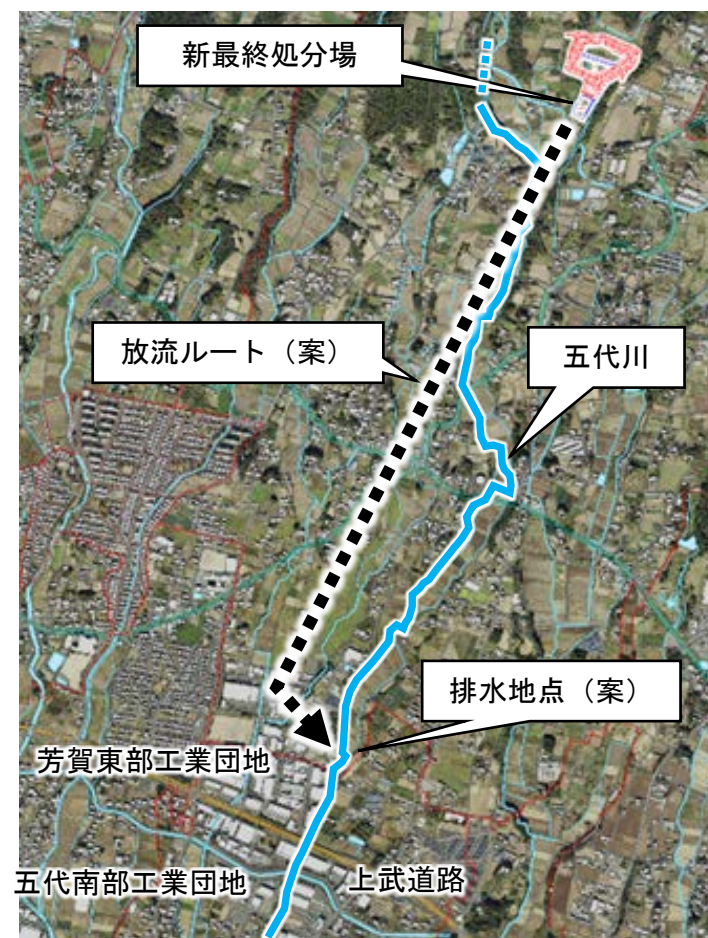


図5 放流ルート (案)

## 8 遮水構造（案）

埋立物に接触し、汚濁物質を含んだ雨水（浸出水）が外部に漏れないよう、遮水工を設置。基準省令に基づき、本市を含めて導入実績が多く、信頼性の高い「二重の遮水シート」構造とし、さらに、より安全を考慮して「二重の遮水シート+ベントナイト層+コンクリート」の多重構造を予定

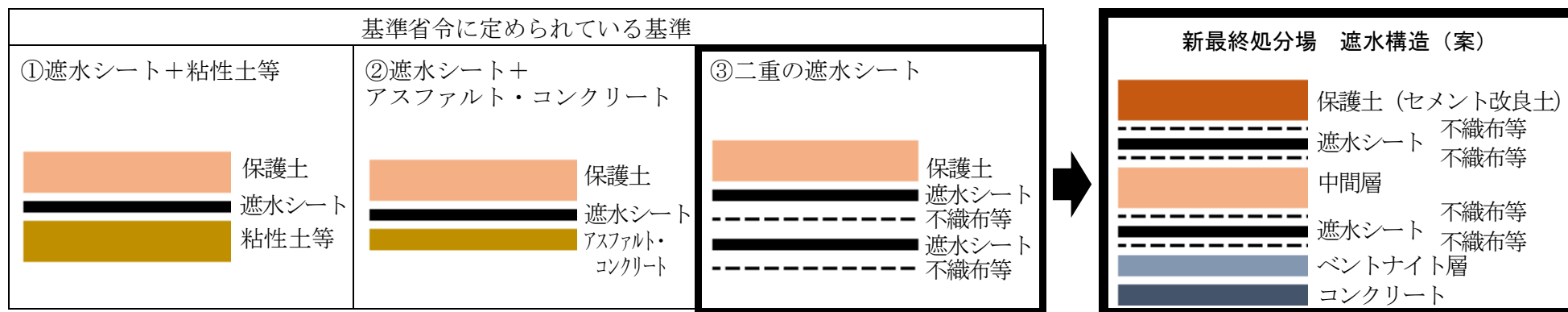


図6 基準省令における表面遮水工の種類と新最終処分場遮水構造（案）

## 9 モニタリング計画

- ・ 水処理した水（放流水）をモニタリングし、基準値を満足できていることを確認
- ・ モニタリング井戸で地下水をモニタリングし、浸出水が外部に漏れていないことを確認
- ・ モニタリングの結果は、前橋市ホームページで公開

## 10 地元対応状況

- 令和2年度 7月 小坂子町住民説明会の実施
- 令和3年度 5月 小坂子町自治会から新最終処分場の整備に関する協議開始の地元同意書の提出
- 令和4年度 4月 小坂子町住民説明会の実施

## 11 施設整備スケジュール（案）

- 令和2～4年度 基本計画の策定、測量・地質調査の実施
- 令和5～7年度 基本設計の作成、生活環境影響調査の実施
- 令和8～9年度 実施設計及び発注仕様書の作成
- 令和10～13年度 建設工事の実施
- 令和14年度～ 供用開始

